

船橋市事業継続支援助成金パンフレット

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の持続化給付金の給付対象とならない市内中小企業・個人事業主（フリーランス含む）に助成金を交付し、事業継続を支援します。

助成額

市内事業所で勤務している従業員数に応じて助成額を決定します。

市内事業所で勤務している従業員数	助成額
4人以下の場合 又は従業員数を確認できる書類を提出できない場合	20万円
5～9人の場合	30万円
10～14人の場合	40万円
15人以上の場合	50万円

従業員の定義

申請者が常時雇用し、労働基準法第20条の規定に基づき**予め解雇の予告を必要とする者**で、**かつ主として市内事業所に勤務する者**を言います。

※ 代表者本人や会社役員、日々雇い入れられる者、同居親族等は、従業員に含みません。

交付対象・要件

以下を全て満たす事業者になります。

- ① 国の**持続化給付金の給付対象者でない**こと。
- ② **令和2年6月末日までに市内に事業所を有し**、今後も継続して市内で事業活動を継続する意思を有していること。
- ③ 令和2年1月～申請前月の間の**前年同月比の売上高減少率が、各月とも50%未満で、かついずれか一月が20%以上**であること（開業後1年未満の場合で前年同月の売上高と比較ができない場合の取扱いは「よくある質問」をご覧ください）。
- ④ 法人の場合は、**船橋市法人市民税の確定申告を行っている**こと。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、法人設立等申告書を提出していること。
- ⑤ 個人事業主の場合は、**事業収入（売上を給与所得又は雑所得として処理している場合を含む）を得ている**こと。
- ⑥ **資本金の額又は出資の総額が10億円未満**であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、**従業員の数が2,000人以下**であること。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- ⑧ 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- ⑨ 政治団体若しくは宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑩ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

よくある質問

売上高減少率の要件がわからない

令和2年1月～申請前月の間で、前年同月比の売上高減少率が**いずれか一月20%以上の月があり、全月50%未満である必要**があります。50%以上の月がある場合、持続化給付金の対象となります。

例①⇒5月の前年比減少率が50%以上のため**対象外**（持続化給付金の対象となる）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	100	120	130	110	90	80	100	130	140	150	130	120
2020年	90	100	70	60	40	50						
減少率	10%	17%	46%	45%	56%	38%						

例②⇒各月とも前年比減少率50%未満であり、20%以上の月があるため**対象**

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	100	120	130	110	90	80	100	130	140	150	130	120
2020年	90	100	70	60	60	50						
減少率	10%	17%	46%	45%	33%	38%						

開業後1年未満の場合で前年同月の売上高と比較ができない場合は、対象となるか？

開業後1年未満の場合で前年同月の売上高と比較ができない場合は、①②のいずれかを満たせば対象となります。

- ① 令和元年12月以前開業の場合は、同年12月以前の任意の一月と、令和2年1月～申請前月の任意の一月の売上高を比較して20%以上減少していること。
- ② 令和2年1月以降開業の場合は、開業時に計画していた一月当たりの売上高と、令和2年1月～申請前月の任意の一月の売上高を比較して20%以上減少していること。

従業員の定義は何か？

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、申請者が常時雇用し、**予め解雇の予告を必要とする者**で、かつ**主として市内事業所に勤務**している者をいいます。以下は、対象となりません。

- ① 主として市外事業所に勤務している従業員
- ② 代表者本人及び役員
- ③ 同居親族
- ④ 日々雇い入れられる者（1カ月を超えて継続雇用された場合を除く）
- ⑤ 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定期間を超えて継続雇用された者を除く）
- ⑥ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定期間を超えて継続雇用された者を除く）
- ⑦ 試用期間中の者（14日を超えて継続雇用された者を除く）

提出書類にある「従業員数を確認できる書類」とはどのようなものか？

賃金台帳や雇用契約書などとなります。実際に雇用しているか確認できない、単なる自作の従業員名簿などは不可となります。

全従業員数分の「従業員数を確認できる書類」を提出すると、膨大となるがどうすればよいか？

15人以上の場合は、15人分までの提出で構いません。

「従業員数を確認できる書類」として提出できるものは無いがどうすればよいか？

提出が出来ない場合、20万円での申請となります。

フリーランス等で事業による売上を事業収入ではなく、雑所得や給与所得として処理している場合も対象となるか？

対象となります。業務の発注元が発行した支払調書など事業に係る収入を得ていることを確認できる書類をご提出ください。開業後間もなく所得税の確定申告を行っていない個人事業主も同様となります。

持続化給付金の要件を満たしているが、手続きが面倒なので市の助成金を申請しても良いか？

持続化給付金の要件を満たしている場合は、持続化給付金をご申請ください。オンライン申請が難しい場合は、船橋商工会議所に申請サポート会場を設置しているのでご活用ください（要予約）。

本助成金支給後に持続化給付金の交付要件を満たし給付を受けた場合は、どうすればよいのか？

本助成金の返金が必要となります。

申請後、何日程度で給付を受けられるのか？

申請書類に不備が無ければ、申請日翌日から起算して最短5営業日（祝日を挟まなければ1週間）で支払う予定です。

どのような助成金・給付金があり、どれが対象となるかわからない。

市内事業者が受けられる可能性がある助成金・給付金制度は、以下のとおりです。各制度とも売上高減少率以外の要件がありますので、詳細については各実施主体にご確認ください。

実施主体	制度名	前年同月比 売上高減少率			問い合わせ先
		50%以上の月あり	50%以上の月無し 1/3以上の月あり	1/3以上の月無し 20%以上の月あり	
船橋市	①事業継続支援助成金	×	○	○	047-436-3320
	②テナント賃料助成金	○	○	×	
千葉県	③中小企業再建支援金	○	×	×	0570-04-4894
国	④持続化給付金	○	×	×	0120-115-570
	⑤家賃支援給付金	○	△（連続する3カ月の前年同期比売上高減少率が30%以上となる場合は対象）		未定

※ 前年同月比売上高減少率を判定する対象期間は、制度ごとに異なります。

※ 各制度の申請期限は、①④令和3年1月15日、②令和3年3月15日、③令和2年8月31日、⑤未定となっておりますので、申請忘れが無いようご注意ください。

申請期間

令和2年7月2日（木曜日）から令和3年1月15日（金曜日）まで

申請書類

- ① 船橋市事業継続支援助成金交付申請書（市専用ホームページからダウンロード可）
 - ② **従業員数を確認できる書類**（貸金台帳や雇用契約書など、従業員数4人以下の場合は不要）
 - ③ **【法人の場合】船橋市法人市民税の確定申告を行っていることを確認できる書類**（確定申告書、納税証明書、領収書等）、開業後間もなく確定申告を行っていない場合は法人設立等申告書の写し
【個人事業主の場合】事業収入を得ていることを確認できる書類（基本として所得税の青色申告決算書・収支内訳書、住民税の課税証明書、売上を給与所得又は雑所得として処理している場合は業務の発注元が発行した支払調書等）
 - ④ 助成金を振り込む金融機関の**預金通帳の写し**又はこれに準ずるもの
- ※ 以上に加え、**申請人と別名義の振込先口座を指定する場合のみ、委任状（委任者の押印が必要）**
- ※ 各書類とも、**鉛筆・消せるボールペンでの記入は不可**となりますので、ご注意ください。

申請方法

感染拡大防止のため、**極力窓口での申請は避けられますようご協力お願いいたします**。印刷不要でスマートフォンからも迅速に手続きできる**オンライン申請がお勧め**です。

オンラインでの申請方法（スマートフォンから申請可）

下部にある二次元バーコードからアクセスし、手順に沿ってご入力ください。予め申請書類②～④のスキャンデータ（PDF）または文字が読める程度に鮮明な画像データ（jpg）をご用意ください。

郵送での申請方法

申請書類一式を船橋市事業者向け助成金事務局あてに郵送してください。

【送付先】〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

窓口での申請方法（オンライン、郵送での申請が困難な場合に限りです）

申請書類一式を船橋市事業者向け助成金事務局にお持ちください。

【場所】船橋市役所本庁舎分室会議室3（県合同庁舎3階） ※本庁舎とは別の建物となります。

問い合わせ先

船橋市商工振興課（事業者向け助成金事務局）

Email : keieitaisaku@city.funabashi.lg.jp

TEL : 047-436-3320 受付時間 : 平日 9:00～17:00



市専用ホームページURL
（助成金の詳細、申請書データ
ダウンロード等）



オンライン申請ページURL
（スマートフォン・タブレットから
アクセス可）